

那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活に必要な用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図るため、市が行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業について必要な事項を定め、もってこれら在宅の小児慢性特定疾病児童及びその家族の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、小児慢性特定疾病児童とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童」という。）をいう。

(用具の種目等及び給付の対象者)

第 3 条 給付の対象となる用具の種目等については、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 用具の給付対象者は、本市に住所を有し、かつ、別表第 1 の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児童（小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による施策の対象とはならない者に限る。）のうち、市長が必要と認めるものとする。

3 用具は、原則として 1 種目につき 1 個の給付とする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる種目の給付個数等については、申請した日の翌月からの給付とし、1 回に給付できる個数は 1 ヶ月単位で 3 ヶ月分までとする。ただし、年度を越えて給付することはできない。

(1) ストーマ装具（消化器系、尿路系）

(2) 人工鼻

(3) チューブ型包帯

5 別表第 1 に掲げる用具を使うために付属品が必要な場合、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(給付の申請)

第 4 条 用具の給付を受けようとする児童の扶養義務者等（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（様式第 1 号）に、小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(給付の決定等)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書（様式第 2 号）を作成し、審査の上、給付の適否を決定するものとする。

る。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者に対して小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定（却下）通知書（様式第 3 号。以下「決定通知書」という。）によりその旨を通知する。
- 3 前項の場合において、給付を決定したときは、決定通知書とともに、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（様式第 4 号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

（用具の管理）

- 第 6 条 前条第 1 項による給付の決定に基づき、用具の給付を受けた者（以下「利用者」という。）は、善良なる管理者の注意義務をもって当該用具を管理しなければならない。
- 2 利用者は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

（用具の返還）

- 第 7 条 市長は、利用者が第 6 条の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（費用の負担）

- 第 8 条 用具の給付決定を受けた申請者は、その収入の状況に応じて、用具の給付に要する費用の一部又は全部（以下「利用者負担」という。）を負担しなければならない。
- 2 利用者負担の額の基準は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成 29 年 5 月 30 日健発 0530 第 12 号厚生労働省健康局長通知）別添 2 徴収基準額表によるものとする。
 - 3 市長は、前項の利用者負担の額を、決定通知書に記載するものとする。
 - 4 申請者は、原則として、給付に係る利用者負担の額を、当該用具を納品したときに直接業者に支払うものとする。

（費用の支払）

- 第 9 条 市長は、用具の給付に必要な経費から申請者が直接業者に支払った額を控除した額を業者に支払うものとする。この場合においては、用具の給付に必要な経費の上限は、別表第 1 に掲げる額とする。

（給付台帳の整備）

- 第 10 条 市長は、用具の給付の状況を明確にするために、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳（様式第 5 号）を整備するものとする。

（その他）

- 第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 12 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

種目	対象者	性 能 等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）	4,900 円	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡（床擦れ）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560 円	5
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴う場合のものを除く。	166,320 円	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400 円	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000 円	8
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000 円	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700 円	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500 円	5
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの（歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動車いすを含む。）。	77,440 円	6
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380 円	3
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040 円	5
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000 円	—
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすおそれがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580 円	—
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600 円	5
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250 円	5
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	9,460 円/月額	—
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	12,430 円/月額	—
人工鼻	人工呼吸器の装着	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	10,725 円/	—

	又は気管切開が必要な者	の。(診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。)	月額	
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	14,200 円/ 月額	-

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住 所
氏 名
個人番号
給付対象者との続柄（ ）
電 話

下記により、日常生活用具給付を申請します。
この申請において、給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対 象 者	氏 名			生年月日	年 月 日(歳)		
	住 所				個人番号		
	疾病名						
世 帯 員 の 状 況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業		備 考 (対象者への介護の状況等)	
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況		住 宅	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用
現在の介護の状況		入 浴	1 他人の介助を必要 3 入浴、清拭ともししていない		2 清拭のみ 4 自分でできる		
		排 便	1 他人の介助を必要 3 自分でできる		2 便器（携帯用）使用		
		移 動	1 車いす使用 3 自分でできる		2 他人の介助が必要 (一部、全部)		
給付を受けたい 用具の名称							
希望する形式等							
業 者 名							

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書

対象者	氏 名				生年月日	年 月 日 （ 歳）		
	住 所							
	疾病名							
世帯員の状況	氏 名	年齢	続柄	課税状況			備 考	
				市民税 (均等割)	市民税 (所得割)	所得税		
世 帯 区 分		1 被保護世帯又は市民税非課税世帯 2 市民税均等割課税世帯 3 市民税所得割課税世帯（税額 円） 4 所得税課税世帯 （税額 円）						
住まいの状況		1 自宅 2 借家（貸主の諾否） 有 ・ 無						
給付後の介護の状況（見込み）		1 自力で入浴・排便・外出することができる 2 一部介助が必要である。（給付後は介助がしやすくなった） 3 給付しても、介護の状況は変わらない 4 その他						
給付の必要の有無		1 有 2 無	給付する（しない）理由					
用具の名称		基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
備 考								

年 月 日

調査員

那福障第
年 月 日

号

〒
那覇市

様

那覇市長

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定（却下） 通知書

年 月 日に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

対象者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
疾 病 名				
給付決定年月日				
給付する(しない)理由				
給付番号				
給付する用具名				
納入業者	名称			
	所在地			
	電話			
基準額		見積額	利用者負担額	公費負担額
円		円	円	円
徴収基準月額		超過利用者負担額		
円		円		
注意事項		1 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。		

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴え出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券

給付番号	第 号	交付年月日	年 月 日
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
保護者氏名		本人との続柄	
保護者住所			
用具の名称			
納入業者	名 称 所 在 電話番号		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
徴収基準月額		超過利用者負担額	
円		円	
上記のとおり決定する。 年 月 日 那覇市長			
受 領 欄			
① 申請者が業者へ提出期限		年 月 日	
② 業者の公費支払請求期限		年 月 日	
③ 納品日		年 月 日	
④ 業者が申請者から受領した金額			
⑤ 受領年月日		年 月 日	
⑥ 用具の受領者	住 所 氏 名 対象者との続柄		

- 注) 1 申請者は当該給付券を受領後、①の期限までに業者に提出してください。
- 2 用具の受領者は、受領の際には⑥に必要事項を記入してください。
- 3 業者は、当該給付券を受領したときは、受領欄の③～⑤に記入のうえ、速やかに那覇市に提出してください。（請求期限は②に示されたとおりです。）

小兒慢性特定疾病兒童日常生活用具給付台帳

氏 名	生年月日	病名	住 所	電 話

[illegible]